内閣衆質二一三第四○号

令和六年二月十六日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員江田憲司君提出派閥からの還付金(キックバック) の税務上の扱いに関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出派閥からの還付金(キックバック)の税務上の扱いに関する質問に対する

答弁書

一及び三について

る収入金額として取り扱われ、 る場合には、 般論として申し上げれば、 当該政治資金は、 当該 政治家個人が受け取った政治資金が当該政治家個人に帰属すべきものであ 所得税法 一年間 (昭和四十年法律第三十三号) 上、 の総収入金額から必要経費を差し引いた残額が課税対象となる。 当該政治家個人の雑所得に係

なお、残額がない場合には課税関係は生じないこととなる。

る意図等のみで判断するものではないことから、 る必要があり、 のであるか否か及び当該 「還付金」 その上で、 が当該政治家個人に帰属する政治資金であるか否かについ お尋ねについては、 当該判断に当たっては 「還付金」 御指 の額から必要経費を差し引いた残額に 摘の 御指摘 「還付金」 のように 概にお答えすることは困難である。 が政治家個人の 「還付金」 を ての個 「交付」 「課税すべき雑所得」 「課税される」か否かを、 Z した者の当該 の事実関係に基づき判 に該当するも 「交付」に係 当該 断す

二について

お尋ねは、 個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、 政治資金の課税上の取扱いについては、 個々の事実関係に基づき判断することとなり、 政治資金

いずれの者が政治資金を実質的に管理していたかなど、様々な要素を

精査する必要がある。

を受け取った者の説明のみならず、

四について

該

「還付金」

が政治家個人に帰属する政治資金であるか否かを個

々の

事実関係に基づき判断する必要があ

お尋ねについては、 一及び三についてで回答したとおり、 御指摘の 「還付金」 の課税関係について、 当

ることから、 一概にお答えすることは困難であるが、 一般論として申し上げれば、 政治家個 人が受け取

た政治資金が当該政治家個人に帰属すべきものである場合には、 当該政治資金は、 所得税法上、 当該 政治

家個 人の雑所得に係る収入金額として取り扱わ 'n 当該 年間 の総収入金額から必要経費を差 し引 1 た残

額が :課税対象となるところ、 当該必要経費に係る支出の事実の有無については、 領収書等を含む様 々な情

報に基づき、判断されることとなる。

五及び六について

お尋ねは、 個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、 国税当局においては、様々な機会を通じて課税上有効な各種資料情報の収集に努め、これらの資

課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどし

料情報と提出された申告書等を分析し、

て、適正かつ公平な課税の実現に努めているところであり、今後とも、このような考え方に基づき、 厳正

に対処していく。